しもうちふれあいまちづくり協議会会則

(目的)

第1条 本会は、私たちが住む下有知の特色を最大限に活かし、より魅力のある地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携、協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができる下有知づくりを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、しもうちふれあいまちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、関市下有知ふれあいセンター(以下「ふれあいセンター」という。)内に置く。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 地域住民相互の交流、親睦、情報交換等を通した、住みよいまちづくりに関すること。
 - (2) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
 - (3) 地域福祉の推進、充実に関すること。
 - (4) 文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関すること。
 - (5) 子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくりに関すること。
 - (6) 環境保全、美化に関すること。
 - (7) ふれあいセンターの管理運営に関すること。
 - (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

- 第5条 本会は、下有知地域に居住する住民並びに地域内に活動拠点を置く各種組織及び団体をもって構成する。
 - 2 本会の役員及び部会員を総称して委員という。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

| (1) | 会 長 | 1名 |
|-----|------|-----|
| (2) | 副会長 | 1名 |
| (3) | 部会長 | 7名 |
| (4) | 副部会長 | 7名 |
| (5) | 常任委員 | 若干名 |
| (6) | 事務局長 | 1名 |
| (7) | 会 計 | 1名 |
| (8) | 監事 | 2名 |

(役員の選任)

第7条 前条第1項に規定する役員は、企画運営委員会の承認を得て、総会において選任する。

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときには、その職務を代行する。
 - (3) 部会長は、部会を代表し、その業務を総括する。
 - (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときには、その職務を代行する。
 - (5) 常任委員は、本会の業務に参画し、その運営にあたる。
 - (6) 事務局長は、本会の事務を総括する。
 - (7) 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - (8) 監事は、本会の会計、資産及び本会の業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 欠員の補充又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

- 第10条 本会に、事務局を置く。
 - 2 事務局に事務局長、事務及び会計処理に必要な職員を置く。
 - 3 事務局職員は、会長が任免する。

(会議)

- 第11条 本会に、次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 企画運営委員会
 - (3) 部会

(総 会)

- 第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。
 - 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 総会は次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員の選任及び解任
 - (5) その他、運営に関する重要事項
 - 4 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなす。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

- 第13条 企画運営委員会は、第6条に規定する役員で構成する。
 - 2 企画運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会に付議した事項の執行に関する事項
 - (3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
 - (4) 下有知の地域振興にかかる組織体制の整備に関する事項
 - (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 3 企画運営委員会は、月 1 回定例会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議 を開催することができる。
 - 4 企画運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部 会)

- 第14条 本会に、地域課題を解決するために必要な部会を置く。
 - (1) 総務・自治部会
 - (2) 安心・安全部会
 - (3) 福祉・子育て部会
 - (4) 生活・環境部会
 - (5) 健康・スポーツ部会
 - (6) 文化•交流部会
 - (7) 財務・管理部会
 - 2 各部会は、部会の運営に資する個人又は各種組織、団体から選任された代表者(以下「部会員」という。)で構成する。
 - 3 各部会に、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会は、他の部会及び関係機関や団体等と連携し、部会の所管する事業を推進する。

(資産)

- 第15条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) まちづくり推進費
 - (2) まちづくり推進協力金
 - (3) 管理受託金
 - (4) 交付金
 - (5) 寄付金
 - (6) その他の収入

(事業年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第17条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各部会及び事務局において検討し、企画運営委員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において 予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び収支計算書等の決算にかかわる書類は、毎年度事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の改正)

第19条 本会の会則を改正するときは、総会において出席した委員の3分の2以上の賛成による議決を経なければならない。

(顧問)

- 第20条 本会に、顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、会長が委嘱する。

(ふれあいセンターの管理運営)

第21条 この会則に定めるもののほか、ふれあいセンターの管理運営は、ふれあいセンター利用要領により行う。

(委任)

第22条 この会則の施行について必要な細則は、企画運営委員会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

この会則は、平成27年11月22日から施行する。

附則

この会則は、平成30年 5月13日から施行する。

附則

この会則は、令和4年5月8日から施行し、令和4年度から適用する。

(目的)

第1条 会則第6条の規程による役員及び会則第14条の規定による部会の業務等について定めることを目的とする。

(部会の業務及び構成団体等)

第2条 各部会の業務及び構成団体等は、別表1のとおりとする。

(役員)

- 第3条 会則第6条に規定する役員は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、前副会長とする。
 - (2) 副会長は、自治会連合会下有知支部の代表とする。
 - (3) 部会長は、各地区の代表者及び副代表として自治連下有知支部の役員となった者、社会福祉協議会下有知支部の代表者又は青少年育成協議会の代表者とする。
 - (4) 副部会長は、各地区の代表者及び副代表として自治連下有知支部の役員となった者若しくは公募による者又は学識経験者として会長が推薦した者とする。
 - (5) 常任委員は、各地区の副代表として自治連下有知支部の役員となった者、土木水利委員長若しくは学識経験者として会長が推薦した者とする。
 - (6) 事務局長は、ふれあいセンター事務局長とする。
 - (7) 監事は、自治会連合会下有知支部及び民生児童委員の代表とする。

附則

この細則は、平成27年11月22日から施行する。

附則

この細則は、平成30年 5月13日から施行する。

附則

この細則は、令和 2年 2月18日から施行する。

附則

この細則は、令和 4年 5月8日から施行し、令和4年度から適用する。

別表1

| 別表1 | | |
|---------|----------------------|----------|
| 部会名 | 業務 | 構成団体 |
| 総務・自治 | 1 下有知の自治組織体制の整備、充実に関 | 自治連下有知支部 |
| | すること | 社協下有知支部 |
| | 2 広報公聴システムの構築に関すること | 土木水利委員 |
| | 3 女性及び若者の活動促進に関すること。 | 民生委員 |
| | 4 ボランティア人材バンクの設置及び運 | 主任児童委員 |
| | 営に関すること | 福祉委員 |
| | 5 企業の現状調査及び新規参入企業への | 健康推進委員 |
| | 対応に関すること | スポーツ推進委員 |
| | 6 関市への要望に関すること | 体育委員 |
| | 7 自治会の加入促進並びに各自治会及び | 下有知消防団 |
| | 各区運営の充実に関すること | 交通安全協会 |
| 安全•安心 | 1 防犯防災対策充実と地域ぐるみの活動 | 小学校PTA |
| | の推進に関すること | 中学校PTA |
| | 2 交通事故防止対策の充実と地域ぐるみ | 保育園保護者会 |
| | の活動の推進に関すること | ふれあいクラブ |
| | 3 消防団活動への協力及び支援に関する | 日赤奉仕団 |
| | こと | 母子会 |
| 福祉・子育て | 1 高齢者及び障がい者支援に関すること | 修徳会 |
| | 2 子育て支援に関すること | 農事改良組合 |
| | 3 社会福祉法人下有知海下有知保育園の | JA女性部 |
| | 運営にかんすること | スポーツクラブ |
| 生活・環境 | 1 農地及び景観保全に関すること | 獅子舞保存会 |
| | 2 公園の管理に関すること | 地域包括センター |
| | 3 危険個所の点検確認及び対策に関する | ハートフル |
| | こと | |
| | 4 産業廃棄物取扱企業との協定書の締結 | |
| | に関すること | |
| | 5 下有知地域の開発に関すること | |
| | 6 土木水利委員との共同運営に関するこ | |
| | ح | |
| 健康・スポーツ | 1 里山の歩道整備及び活動促進に関する | |
| | こと | |
| | 2 食による健康づくり推進活動に関する | |
| | | |
| | 3 各種スポーツイベントに関すること | |
| | 4 健康講習会等に関すること | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 部会名 | 業務 | 構成団体 |
|-------|---------------------|------|
| 文化•交流 | 1 下有知の歴史保存及び活用に関するこ | |
| | ک | |
| | 2 各種イベント講習会に関すること | |
| | 3 挨拶運動に関すること | |
| 財務・管理 | 1 下有知ぶれあいまちづくり推進協議会 | |
| | の財産管理に関すること | |
| | 2 下有知ふれあいセンター施設整備及び | |
| | 備品管理に関すること | |

附則

この細則別表1は、平成27年11月22日から施行する。

附則

この細則別表1は、平成30年 5月13日から施行する。

附則

この細則別表1は、令和4年5月8日から施行し、令和4年度から適用する。